

広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱</p> <p>第1条～第4条の1 (略)</p> <p>(研修の認定)</p> <p>第4条 知事は、前条の申請があった場合、次に定める要件を満たすものについて、事業者の指定を行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を行わない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>ア <u>拘禁以上</u>の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>第5条～第24条 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 令和7年2月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>令和7年6月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱</p> <p>第1条～第4条の1 (略)</p> <p>(研修の認定)</p> <p>第4条 知事は、前条の申請があった場合、次に定める要件を満たすものについて、事業者の指定を行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を行わない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>ア <u>禁錮以上</u>の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>第5条～第24条 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 令和7年2月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</p>

改正後	改正前																																						
<p>様式第1号</p> <p>事業者指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>広島県知事 様</p> <p style="margin-left: 100px;">郵便番号 主たる事務所の所在地 法人・団体名 代表者の職・氏名</p> <p>「指定居宅介護等の提供に当たる者として<u>子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u>が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)第3条第3号から第7号に規定する研修を実施する事業者として広島県知事の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">研修の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修課程</td> <td style="text-align: center;">課程</td> </tr> <tr> <td>講義の実施方法</td> <td style="text-align: center;">通学 ・ 通信</td> </tr> <tr> <td>県内の主たる事業所</td> <td>郵便番号： 住所： 電話番号： Fax 番号：</td> </tr> <tr> <td>研修開始予定年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>使用する教材名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護員養成研修の同時開催の有無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事務担当者連絡先</td> <td>担当者名</td> </tr> <tr> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>Fax 番号</td> </tr> </table>	研修の名称		研修課程	課程	講義の実施方法	通学 ・ 通信	県内の主たる事業所	郵便番号： 住所： 電話番号： Fax 番号：	研修開始予定年月日	年 月 日	使用する教材名		介護員養成研修の同時開催の有無	有 ・ 無	事務担当者連絡先	担当者名	住所	電話番号	Fax 番号	<p>様式第1号</p> <p>事業者指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>広島県知事 様</p> <p style="margin-left: 100px;">郵便番号 主たる事務所の所在地 法人・団体名 代表者の職・氏名</p> <p>「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)第3条第3号から第7号に規定する研修を実施する事業者として広島県知事の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">研修の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修課程</td> <td style="text-align: center;">課程</td> </tr> <tr> <td>講義の実施方法</td> <td style="text-align: center;">通学 ・ 通信</td> </tr> <tr> <td>県内の主たる事業所</td> <td>郵便番号： 住所： 電話番号： Fax 番号：</td> </tr> <tr> <td>研修開始予定年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>使用する教材名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護員養成研修の同時開催の有無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事務担当者連絡先</td> <td>担当者名</td> </tr> <tr> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>Fax 番号</td> </tr> </table>	研修の名称		研修課程	課程	講義の実施方法	通学 ・ 通信	県内の主たる事業所	郵便番号： 住所： 電話番号： Fax 番号：	研修開始予定年月日	年 月 日	使用する教材名		介護員養成研修の同時開催の有無	有 ・ 無	事務担当者連絡先	担当者名	住所	電話番号	Fax 番号
研修の名称																																							
研修課程	課程																																						
講義の実施方法	通学 ・ 通信																																						
県内の主たる事業所	郵便番号： 住所： 電話番号： Fax 番号：																																						
研修開始予定年月日	年 月 日																																						
使用する教材名																																							
介護員養成研修の同時開催の有無	有 ・ 無																																						
事務担当者連絡先	担当者名																																						
	住所																																						
	電話番号																																						
	Fax 番号																																						
研修の名称																																							
研修課程	課程																																						
講義の実施方法	通学 ・ 通信																																						
県内の主たる事業所	郵便番号： 住所： 電話番号： Fax 番号：																																						
研修開始予定年月日	年 月 日																																						
使用する教材名																																							
介護員養成研修の同時開催の有無	有 ・ 無																																						
事務担当者連絡先	担当者名																																						
	住所																																						
	電話番号																																						
	Fax 番号																																						

改正後			改正前		
	e-mail			e-mail	
様式第 8 号			様式第 8 号		
誓約書			誓約書		
年 月 日			年 月 日		
広島県知事 様			広島県知事 様		
主たる事務所の所在地 法人・団体名 代表者の職・氏名			主たる事務所の所在地 法人・団体名 代表者の職・氏名		
1 申請者が次のいずれにも該当しないことを			1 申請者が次のいずれにも該当しないことを		
誓約します ・ 誓約しません			誓約します ・ 誓約しません		
<p>(広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱第 4 条第 2 項)</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第 22 条及び第 22 条の 2 に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 「広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱」第 17 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者</p> <p>(3) 広島県知事又は他の都道府県知事（指定都市市長を含む。）により、アからウまでに掲げる研修又は研修の事業を行う者（以下「研修事業者」という。）としての指定等を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 ア 「指定居宅介護等の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）第 1 条第 3 号から第 7 号及び第 20 号に規定する研修として指定等を受けた研修又は研修事業者 イ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する研修として指定を受けた研修又は研修事業者 ウ 「難病特別対策推進事業について」（平成 10 年 4 月 9 日付健医発第 635 号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第 7 の 4 の(6)に規定する研修として指定を受けた研修又は研修事業者</p> <p>(4) 障害者総合支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者</p> <p>(5) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者</p> <p>(6) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。</p> <p>(7) 第 2 号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者</p> <p>(8) 居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、都道府県知事等が実施する検査等が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査等の結果に基づき、指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事等が当該申請者に当該検査等が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者</p> <p>(10) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者 ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 イ 第 1 号に該当する者 ウ 第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 エ 第 7 号及び第 8 号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者 オ 労働に関する法律の規定であって障害者総合支援法施行令第 22 条の 2 に定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(11) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第 6 条に基づき、指定を受けた研修又は研修事業者で、社会福祉士及び介護福祉士法附則第 7</p>			<p>(広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱第 4 条第 2 項)</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第 22 条及び第 22 条の 2 に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 「広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱」第 17 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者</p> <p>(3) 広島県知事又は他の都道府県知事（指定都市市長を含む。）により、アからウまでに掲げる研修又は研修の事業を行う者（以下「研修事業者」という。）としての指定等を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 ア 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）第 1 条第 3 号から第 7 号及び第 20 号に規定する研修として指定等を受けた研修又は研修事業者 イ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する研修として指定を受けた研修又は研修事業者 ウ 「難病特別対策推進事業について」（平成 10 年 4 月 9 日付健医発第 635 号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第 7 の 4 の(6)に規定する研修として指定を受けた研修又は研修事業者</p> <p>(4) 障害者総合支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者</p> <p>(5) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者</p> <p>(6) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。</p> <p>(7) 第 2 号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者</p> <p>(8) 居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、都道府県知事等が実施する検査等が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査等の結果に基づき、指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事等が当該申請者に当該検査等が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者</p> <p>(10) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者 ア 禁煙以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 イ 第 1 号に該当する者 ウ 第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 エ 第 7 号及び第 8 号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者 オ 労働に関する法律の規定であって障害者総合支援法施行令第 22 条の 2 に定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(11) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第 6 条に基づき、指定を受けた研修又は研修事業者で、社会福祉士及び介護福祉士法附則第 7</p>		

改正後

条に該当する者

2 研修の認定を受けるにあたって、広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱、広島居宅介護職員初任者研修等事業実施要領その他関係法令等を遵守することを

誓約します ・ 誓約しません

様式第9号

研修指定申請書

年 月 日

広島県知事 様

郵便番号
主たる事務所の所在地
法人・団体名
代表者の職・氏名

次の研修について、「指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条第3号から第7号に規定する研修として広島県知事の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業者番号	
研修の名称	
研修課程	課程
定員	名
研修日程	年 月 日 ~ 年 月 日
実施場所	講義： (施設の名称) (施設の所在地) 演習： (施設の名称) (施設の所在地) 実習：別紙「実習施設一覧表」のとおり
講義の実施方法	通学 ・ 通信
使用する教材名	
介護員養成研修の同時開催の有無	有 ・ 無

改正前

条に該当する者

2 研修の認定を受けるにあたって、広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱、広島居宅介護職員初任者研修等事業実施要領その他関係法令等を遵守することを

誓約します ・ 誓約しません

様式第9号

研修指定申請書

年 月 日

広島県知事 様

郵便番号
主たる事務所の所在地
法人・団体名
代表者の職・氏名

次の研修について、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条第3号から第7号に規定する研修として広島県知事の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業者番号	
研修の名称	
研修課程	課程
定員	名
研修日程	年 月 日 ~ 年 月 日
実施場所	講義： (施設の名称) (施設の所在地) 演習： (施設の名称) (施設の所在地) 実習：別紙「実習施設一覧表」のとおり
講義の実施方法	通学 ・ 通信
使用する教材名	
介護員養成研修の同時開催の有無	有 ・ 無

改正後			改正前		
県 HP への掲載可否	可 ・ 否		県 HP への掲載可否	可 ・ 否	
事務担当者連絡先	担当者名		事務担当者連絡先	担当者名	
	住所			住所	
	電話番号			電話番号	
	Fax 番号			Fax 番号	
	e-mail			e-mail	